

## 議第二十五号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表障害児入所給付費の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害福祉サービスの項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部改正)

第二条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例(平成十五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「に規定する厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第五号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項及び第五十四条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。  
第七十九条の二中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。